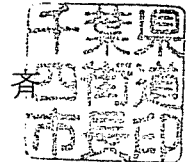


廃 第 1 0 2 号
平成29年1月30日

みそら自治会
会長 青柳 象平 様

四街道市長 佐 渡



公害防止協定書の締結について (通知)

春寒の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より市ごみ処理行政につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年1月15日に開催された吉岡区定期総会において、公害防止協定書案が承認され、別紙のとおり吉岡区と公害防止協定書を締結することができました。
今後も吉岡区と協議を継続してまいります。

公害防止協定書

吉岡区（以下「甲」という。）と四街道市（以下「乙」という。）は、平成28年2月12日に締結した基本合意書に定める次期ごみ処理施設等用地（吉岡677番1他）における施設建設事業のうち次期ごみ処理施設の建設事業（以下「次期ごみ処理施設建設事業」という。）完了後、引渡しを受けた後の操業に係る公害防止及び安全確保に関して、以下の事項について確認し、ここに公害防止協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、次期ごみ処理施設の操業による甲に所属する住民の健康被害及び生活環境に係る被害を未然に防止することを目的とする。

（甲及び乙の協力等）

第2条 甲及び乙は、次期ごみ処理施設建設事業の円滑な推進に向け相互に協力するものとする。

2 甲は、次期ごみ処理施設建設事業の実施に同意する。

3 乙は、次期ごみ処理施設の操業にあたり、関係法令及び本協定書を遵守し、甲に所属する住民の健康被害及び生活環境に係る被害を未然に防止するとともに、安定稼働の維持に努めるものとする。

（協定値等）

第3条 乙は、次期ごみ処理施設の操業にあたり、別表に掲げる各項目の協定値（以下「協定値」という。）を遵守するものとする。

2 乙は、次期ごみ処理施設建物内で発生した排水については、施設内で適切に処理し、次期ごみ処理施設の外へ放出してはならない。ただし、生活排水については、この限りでない。

（測定）

第4条 乙は、次期ごみ処理施設の操業にあたり、別表に掲げる各項目について測定を行うものとする。

2 前項の測定の方法、回数及び場所は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

3 乙は、本条第1項の測定又は試料採取にあたり、甲が立会いを求めたときは、業務に支障がない限りこれに応ずるものとする。

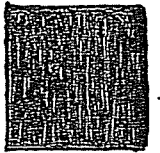
（測定結果の報告及び協定値を超えた場合の措置）

第5条 乙は、前条第1項の測定結果が出た後、速やかに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、次期ごみ処理施設の操業において、前条第1項の測定結果が協定値を超えた場合には、直ちに、その原因となった施設の操業停止又は操業短縮等を行い、協定値を遵守するために必要な対策を講じた上で通常運転へ復帰させるものとする。
- 3 乙は、協定値を超えた原因及び講じた対策について、速やかに第7条に定める運営協議会に報告するものとする。

(測定結果の公表)

第6条 乙は、第4条第1項の測定結果を公表するものとする。
2. 前項の公表方法については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。



(運営協議会)

第7条 甲及び乙は、第5条第3項の運営協議会を設置するため、その構成及び運営等に関する事項について協議を行うものとする。

(本協定書の期間)

第8条 本協定書は、次期ごみ処理施設の稼働停止まで効力を有する。

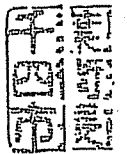
(操業協定書)

第9条 本協定書に定めのない事項は、甲及び乙が協議して操業協定書で定めるものとする。

(疑義等の協議)

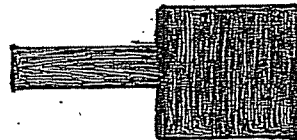
第10条 本協定書に疑義が生じたとき又は改訂の必要が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。



平成29年1月16日

甲 吉岡区
吉岡区長



乙 四街道市
四街道市長

佐 渡



別表（第3条第1項及び第4条第1項）

(1) 排ガスの排出濃度

項目	協定値
ばいじん	0.01g/m ³ N以下
硫黄酸化物	20ppm以下
窒素酸化物	50ppm以下
塩化水素	20ppm以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下
水銀	0.03mg/m ³ N以下

(2) 騒音

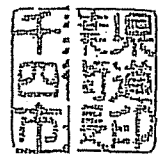
項目	協定値
朝（6時～8時）	55デシベル以下
昼（8時～19時）	60デシベル以下
夕（19時～22時）	55デシベル以下
夜（22時～翌6時）	50デシベル以下

(3) 振動

項目	協定値
昼（8時～19時）	60デシベル以下
夜（19時～翌8時）	55デシベル以下

(4) 臭気

項目	協定値
アンモニア	0.59ppm以下
メチルメルカプタン	0.00065ppm以下
硫化水素	0.0056ppm以下
硫化メチル	0.0023ppm以下
二硫化メチル	0.0029ppm以下
トリメチルアミン	0.0014ppm以下
アセトアルデヒド	0.015ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.02ppm以下



ノルマルブチルアルデヒド	0.003ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.008ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.004ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.001ppm以下
イソブタノール	0.2ppm以下
酢酸エチル	1ppm以下
メチルイソブチルケトン	0.7ppm以下
トルエン	5ppm以下
スチレン	0.17ppm以下
キシレン	0.5ppm以下
プロピオン酸	0.01ppm以下
ノルマル酪酸	0.0004ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0005ppm以下
イソ吉草酸	0.0004ppm以下
臭気濃度	10以下
臭気強度	2以下

注) 臭気の測定は、敷地境界で行う。